

## 嘉手納町私立幼稚園就園奨励費補助金について

嘉手納町では、私立幼稚園就園奨励費補助事業を行っています。これは、私立幼稚園（県知事認可）の設置者がご家庭の所得に応じて保育料等の減免を行った場合に、町が幼稚園の設置者に対してその額を補助する制度です。次に該当する保護者で、ご希望の方は、所定の様式にて通園している幼稚園に申請してください。

### 1. 補助対象条件

- (1) 嘉手納町に住所を有し、私立幼稚園（県知事認可）に3～5歳児（平成27年4月1日現在）を通園させている世帯
- (2) 幼児の属する世帯の平成27年度町民税が、次の各表のいずれかにあてはまる世帯  
(2人以上に課税されている場合は、その合計額)



#### ① 第1子又は兄・姉が幼稚園の場合

階層区分	補助限度額（年額）		
	1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者（第1子）	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者（第2子）	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児（第3子以降）
1 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき保護を受けている世帯	113,000円	133,000円	152,000円
2 当該年度に納付すべき町民税が非課税の世帯又は町民税の所得割が非課税となる世帯	98,000円	125,000円	152,000円
3 当該年度に納付すべき町民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	56,000円	104,000円	152,000円

※町民税の額は、嘉手納町役場税務課発行の平成27年度町民税・県民税納税通知書または、平成27年度市町村民税・都道府県民税特別徴収税額の通知書で確認できます。  
(世帯の課税対象者全員の町民税所得割額の合計が77,100円を超える場合は、該当しません。)

### ② 兄・姉が小学校1年生から3年生の場合

階層区分	補助限度額（年額）	
	小学1年生から3年生の兄・姉を1人有している場合の最年長者（第2子）	小学1年生から3年生の兄・姉を1人有しており、就園している場合の左以外の園児及び小学校1年生から3年生に兄・姉を2人以上有している園児（第3子以降）
1 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき保護を受けている世帯	123,000円	152,000円
2 当該年度に納付すべき町民税が非課税の世帯又は町民税の所得割が非課税となる世帯	112,000円	152,000円
3 当該年度に納付すべき町民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	80,000円	152,000円

### 2. 提出書類

- (1) 保育料等減免措置に関する調書（様式第3号）
- (2) 課税対象者全員の平成27年度町民税課税証明書または生活保護証明書

※町民税課税証明書（世帯で載っているもの）・・・役場税務課(6月1日頃から発行)

(注：非課税証明書・所得証明書ではありません。平成27年1月1日に他市町村に住居登録していた場合は当該市町村にて発行。)

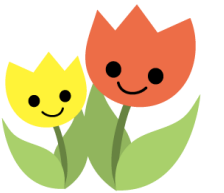
※生活保護証明書・・・中部福祉保健所

- (3) 住民票謄本（特別）・・・役場町民保険課

※家族に米軍人・軍属の方がいる場合には、下記までお問い合わせください。

- (4) 住宅借入金等特別控除申告書又は源泉徴収票の写し(住宅控除対象者のみ)

※減免の判定は、住宅控除前の町民税所得割課税額で行います。



### 3. 保育料等減免措置に関する調書の記入方法

- (1) 園児の属する世帯の状況は、4月1日現在で記入してください。また、続柄は園児からみた場合とし、父、母、兄、祖父等と記入してください。

- (2) 「在園児の保護者の住所・氏名」欄の捺印を忘れずをお願いします。

### 4. 提出先 通園している幼稚園

### 5. 提出期限 平成27年6月15日（月）

その他、不明な点がありましたら下記までお問い合わせください。

**嘉手納町教育委員会 教育総務課**  
TEL 956-1111（内線255）

